

地方自治法第199条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年1月23日

宮城県後期高齢者医療広域連合監査委員 及川 宜成  
宮城県後期高齢者医療広域連合監査委員 長田 忠広

## 定期監査報告書

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の対象

平成28年9月1日から平成29年8月31日までの広域連合事務局、議会事務局及び選挙管理委員会事務局の財務に関する事務の執行状況

#### (2) 監査の実施日

平成29年8月24日から平成29年11月22日まで

#### (3) 実施した監査手続

監査の対象とした財務に関する事務の執行について、広域連合事務局、議会事務局及び選挙管理委員会事務局から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、証拠突合その他通常実施すべき監査手続を実施した。

### 2 監査の結果

監査の結果、広域連合事務局、議会事務局及び選挙管理委員会事務局の財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、指摘には至らなかったが、監査を執行する中で見受けられた改善又は検討を要する事項については、その内容を示し、適正な事務執行に努められるよう要望した。